

令和2年度モデル実験区内におけるハブ捕獲器の設置及び管理業務 仕様書

1. 概要

沖縄県衛生環境研究所（以下「甲」とする）は、沖縄本島北部に定着が確認されている特定外来生物タイワンハブの調査研究を行っている。生息域を広げるタイワンハブ根絶に向けた駆除手法確立のため、平成25年度から本島北部地区にモデル実験区を設けた。本業務はモデル実験区内へのハブ捕獲器（以下「トラップ」とする）の設置、管理を行い、区内におけるタイワンハブの捕獲率を調べることを目的としている。

2. 件名

令和2年度モデル実験区内におけるハブ捕獲器の設置及び管理業務

3. 履行場所

地域名 モデル実験区喜瀬地区
所在地 名護市喜瀬から恩納村名嘉真にかけて
(詳細は別添「モデル実験区図」を参照すること)

4. 履行期間： 契約締結日から令和3年3月12日まで

5. 業務の範囲

- (1) 重点地区のトラップの設置：モデル実験区内に設置した重点地区内にトラップを令和2年5月8日までに30台設置すること。トラップの詳細については別添「トラップ詳細」を参照し、受託者（以下「乙」とする）が全て（トラップ、マウス、マウスの餌、水）用意すること。
- (2) モデル地区のトラップの設置：モデル実験区内（重点地区を含む）にトラップを令和2年11月1日までに400台設置すること。マウス、マウスの餌及び水は乙が用意すること。業務開始前に全てのトラップが用意できない場合は、甲が200台までは貸出する。
- (3) トラップの管理：各トラップは設置後月に2回、約2週間毎に外観と内部を確認すること。その際に損傷、紛失等業務に支障をきたす問題が見つかった場合は、修理、新規設置等を行い、トラップ設置数を重点地区は30台、令和2年11月1日以降はモデル地区全体で400台に保つこと。
- (4) トラップ確認の際には甲が指定した調査票への記入を必ず行うこと。ただし調査票の印刷は乙が行うこと。また、トラップにハブ類（ハブ、サキシマハブ、タイワンハブ、ヒメハブ）が捕獲されていた場合は、生死に関わらず

甲に運搬すること（死んでいて腐敗が激しい場合は指定した骨の一部のみを運搬すること）。

(5) トラップの管理に併せ、モデル地区内に設定されている重点地区を囲んでいるフェンスの管理を行うこと。具体的には、月に1回程度フェンスをハブ類が乗り越えられないよう草刈りや倒木の除去を行い、フェンスに破損が見られた場合は速やかに甲に知らせること。ただし、台風襲来等追加で見回りが必要な場合は適宜行うこと。

(6) トラップは令和3年2月14日まで設置し、その後は速やかに回収すること。

(7) トラップ回収後、乙は調査票へ記入した内容を精査し、令和3年2月28日までに作業完了報告書を甲に提出すること。

6. 業務実施計画書

当該業務を実施するにあたり、乙は業務実施計画書を策定し、甲の承認を受けること。また、当該計画を変更する場合も同様とする。

7. 費用について

追加費用については一切認めない。

8. トラップ設置箇所の設定について

「モデル実験区図」内にメッシュされた1区画につきそれぞれ2～4台ずつトラップを設置する。メッシュ内において、乙は甲の担当者が指定する箇所にトラップを設置すること。地形やその他の理由により設置出来ない場合はその限りではない。

9. トラップの調査票及びフェンスの管理票の作成について

甲がフォーマットを作成し、乙は印刷すること。

10. 成果物の提出について

調査票の内容を精査し、作業完了報告書として提出すること。なお、報告書はA4版冊子で2部、CD-ROM媒体で2部提出すること。

11. 作業日及び作業時間

作業時間は原則として、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時半から午後5時までとする。ただし、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

12. 安全対策

乙は作業に従事する職員への安全対策を徹底すること。

13. 参加資格要件

直近の2年間（平成30年4月から令和2年3月まで）において、公的機関から同様の業務を2件以上請け負っていること（契約が誠実に履行されたことを証明する書類の写しを添付すること）。

14. 再委託の禁止

再委託は一切認めない。

15. 秘密の保持等

本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。

16. 不測の事態について

事前に予期することが出来ない不測の事態が発見され、本業務の遂行に支障をきたす場合は速やかに甲に報告し、甲と協議のうえ対応すること。

17. 遵守事項その他

- (1) 乙は本業務の履行に際し、甲からの質問や資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合は別途協議の場を設けて対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、業務を実施すること。
- (3) 本業務に関係のない場所にみだりに立入らないこと。
- (4) 本業務を履行する際に掛かった経費については全て専用の帳簿に保存し、甲から指示があった場合は速やかに提出できるようにしておくこと。なお、保管期間は令和8年3月31日までとする。

18. 本仕様書に記載のない事項等について

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに甲と協議を行い、作業を実施すること。

19. 連絡先

沖縄県衛生環境研究所 衛生生物班 寺田

電話：098-987-8223

FAX：098-987-8210